

子家発 0423 第 1 号
令和 3 年 4 月 23 日

都道府県
各 市 町 村 民生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「ひとり親自立促進パッケージ」の推進について（依頼）

平素より、ひとり親家庭支援の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響の拡大により、特に非正規労働者などに大きな影響が及ぶとともに、非正規雇用の割合が高く、経済的基盤が弱いひとり親世帯の方々は、特に厳しい状況にあります。こうした中、本年 3 月 16 日、新型コロナに影響を受けた非正規労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議において、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」が決定され、その中で、安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につながることを目指した「ひとり親自立促進パッケージ」（以下「本政策パッケージ」という。）が盛り込まれ、すでに本日施行する関係改正政令や実施要綱等について、お知らせしたところです。

本政策パッケージは、資格取得のために養成機関で修業する際の生活費支援を行う「高等職業訓練促進給付金」の給付対象を拡大するとともに、就労に取り組むひとり親世帯に対して、住居の借り上げに必要な資金の償還免除付きの無利子貸付制度の創設という 2 つの施策から構成されています。

については、下記に記載する本政策パッケージの目的や施策内容の詳細、留意点について、ご了知の上、関係機関と連携の上、適切な事業の実施をお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 対策の目的等

生活に困窮するひとり親世帯に対しては、緊急的措置として3度にわたり臨時特別給付金の給付等の措置を講じてきたところですが、その中長期的な自立促進のためには、就労を通じた安定的な収入の確保が不可欠です。このため、資格取得のための訓練受講中の生活費支援の対象拡大、就労に資する住宅支援等の施策の拡充を図ることにより、IT分野をはじめとした安定的な就労につながる分野での就労を促進することを目的としています。

なお、本政策パッケージについては、

- ・ ひとり親の就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供する「母子家庭等就業・自立支援事業」【別添1】のほか、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムの策定等を行う「母子・父子自立支援プログラム策定事業」【別添2】(※)の活用により寄り添い型のきめ細かな支援を行うことのほか、
- ・ ひとり親に対して訓練経費を支援する「自立支援教育訓練給付金」や、「高等職業訓練促進給付金」【別添3】の支給を受けるひとり親に対して入学準備金や就職準備金の貸付を行う「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」【別添4】等、個々人が必要とする支援メニューを併せて活用すること

等によって、より効果的な就労を通じた自立を促進することが期待されます。特に、訓練後の効果的な就労につなげるためには、訓練前の段階からの寄り添い型の支援が効果的であり、ハローワークとの連携も含め、適切な方策を地域の実情に応じて検討をお願いいたします。

※「償還免除付きのひとり親家庭住宅支援資金貸付」については、プログラムの策定を受けていることを貸付要件の一つとしている。

2 「ひとり親自立促進パッケージ」の具体策と留意点について

(1) 高等職業訓練促進給付金の給付対象の拡大

① 見直しの概要

- ・ 本事業は、資格取得のために養成機関で訓練受講中の生活費（月10万円（ただし、住民税課税世帯は月70,500円）。修学の最終年限1年間に限り4万円加算。）を支援する事業ですが、今般、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第141号）【別添5】及び「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施

について」(平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 3 号)の改正【別添 6】により、従前は法令の定めにより 1 年以上の訓練を必要とするもののみとしていた対象資格について、6 ヶ月以上の短期の訓練を通常必要とする民間資格等の取得の場合も新たに対象として認めることとしました。

- ・ なお、今回新たに対象となる資格については、雇用保険制度の一般教育訓練給付(情報関係に限る)、特定一般教育訓練給付及び専門実践教育訓練給付の指定講座が想定され、就職に有利となる資格としていますが、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることが可能ですので、特に、情報分野など、ひとり親の就労に資する資格を適切に判断いただくようお願いいたします。

<今回新たに対象となる資格の例>【別添 7】参照
シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格 等

② 留意点

ア ひとり親の就労に資する訓練講座の実施事業者との連携

対象となる資格については、地域の受入企業のニーズや地域ごとのひとり親や就労訓練事業者の状況等を踏まえ、ひとり親の就労に資するものであることが重要であり、さらには、訓練後に企業等への就労につながるという視点が重要です。

このため、都道府県等の長が地域の実情に応じて対象資格を定める際は、こうした視点に立ち、適切な内容の講座等を受講できる資格を選定いただくようお願いいたします。

イ ハローワークとの連携

令和 3 年 2 月 12 日に策定した「新たな雇用・訓練パッケージ」の中では、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援する観点から、ハローワークに、「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方等に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援等をワンストップかつ個別・伴走型で提供するなどの支援施策を実施していくことを盛り込んでいます。

先般の「新たな雇用・訓練パッケージ」の策定を踏まえ、改めてハローワークとの連携を強化するなどにより、就労に資する職業訓練等について積極的に働きかけを行っていただきますようお願いいたします。

なお、これまでもハローワークと地方公共団体との密接な連携により、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等を対象とした「生活保護受給者

等就労自立促進事業」を実施しているところです。本事業による支援が効果的と見込まれる児童扶養手当受給者については、本事業に積極的に誘導いただきますようお願いいたします。

また、ハローワーク及びハローワークを所管する都道府県労働局から、求職者支援制度等のひとり親が対象となる職業訓練の周知等について協力依頼があった場合には、リーフレットの配付やバナーのホームページ掲載等について、ご協力いただくようお願いいたします。

(2) 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付の創設【別添8】

令和3年4月7日付け事務連絡「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（うち住宅支援資金）の実施について」において、事業実施に当たっての留意事項をお示ししているところですが、積極的な事業実施の観点から、以下改めて周知いたします。

① 事業の概要

本事業は、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、就労に資する住宅の居住を促進する観点から、住居の借りに必要となる資金（月上限4万円、最大12か月分）の無利子貸付制度です。

なお、就労へのインセンティブ付与の観点から、安定的な就労につながった場合には、1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除します。

② 留意点

ア 本事業については、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日付け雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者であることを、貸付要件の一つとしているところです。

このため、各都道府県、指定都市におかれては、速やかに事業を実施できるよう、本事業の貸付対象となり得る者に関するプログラム策定手続を進めていただくようお願いいたします。

イ 本事業の実施主体が都道府県及び指定都市である一方で、プログラム策定事業については、都道府県及び指定都市のほか、市等が実施主体となっています。このため、都道府県におかれては、市等がプログラム策定事業を実施している場合には、本事業の対象となり得る者に対して適切なプログラムが策定されるよう、当該市等との連携・調整を進めていただくようお願いいたします。

ウ なお、市等がプログラムを策定している場合には、支援対象者が本事業

- 業を利用しやすいよう、市等において本事業に係る申請書類の受付を行い、都道府県に進達していただくなどの配慮、連携をお願いいたします。
- エ 本事業を実施する都道府県におかれては、ひとり親支援の相談窓口となる市等と連携の上、貸付対象となり得る者に対する周知広報の徹底をお願いいたします。
- オ 償還免除要件である「1年間の就労継続」に関し、就労に向けた求職活動をしている期間や、今後、感染状況や雇用環境に大きな変化が生じた場合の扱いについて丁寧な配慮を行うなど、弾力的な運用を図ることとしているので、適切な配慮をお願いいたします。

3 ひとり親に対する支援施策の周知徹底

本政策パッケージをはじめ、ひとり親に対する支援施策を必要とする家庭に必要な支援が届くようにするため、ひとり親家庭への支援施策について積極的に周知を行い、確実に支援情報を届けることが重要です。

については、

- ・ ひとり親支援の総合的な相談窓口（福祉事務所等）における母子・父子自立支援員や就業支援専門員による周知徹底
- ・ ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー等の労働関係機関や、母子・父子福祉団体等との連携による広報
- ・ 行政機関を訪れる機会が少ない者に対する児童扶養手当の現況届の時期等をとらえた周知徹底（例えば、現況届の案内に別添のリーフレットを同封していただく、現況届の窓口各種支援施策に係るリーフレットを備え付けていただく、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の集中相談事業を実施していただく、当該集中相談事業においてハローワークにも参画要請を行っていただく等）

のほか、メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのインターネットメディアの活用を含めひとり親家庭が接しやすい方法を活用して、ひとり親家庭への支援施策について積極的に周知を行っていただくようお願いいたします。

なお、こうした周知に際し、【別添9】のリーフレット案等を適宜ご活用ください。